

# 兵庫県公報

令和4年2月15日 火曜日 第285号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（同）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和4年2月1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年2月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	西山・柳沢東地区	令和4年2月15日から 同年3月7日まで	淡路市役所



### 兵庫県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和4年2月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積（㎡）	特に減ずる地積（㎡）
太子町	岩見構	八ヶ坪	501—1	田	田	2,082	460



### 兵庫県告示第209号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域

加古郡播磨町新島6番5の一部及び7番2の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

- 3 1の土地は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。